

お知らせ

生活困窮者自立支援制度について

市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活のさまざまなことでお困りの方を対象に自立に向けた支援を行っています。

【自立相談支援事業】

失業などによる経済的な困窮、単身世帯の増加などによる社会的孤立、傷病による医療費負担の増加など、誰もが生活困窮状態に陥る可能性があります。

そのようなとき、社会福祉などの専門的な知識を有した支援員が相談に応じ、支援計画を策定することで、相談者にあった自立に向けた支援を行います。

【住居確保給付金】

離職、廃業から2年以内又は休業等により収入が減少して離職等と同程度の状況にある方に対して家賃相当分(上限額あり)を有期で支給する制度です。申請にあたっては、求職活動を行うなどの要件があります。

問 北斗市生活相談支援センター
(北斗市社会福祉協議会内) ☎74-2500

●●●●●●どなたでも相談できます●●●●●●

就職活動に関することや、収入が減った、家計のやりくりがうまくできない、家族がひきこもりで将来に不安があるなど、経済的な問題や家庭の問題など幅広く相談に応じます。

生活保護制度～生活にお困りの方へ～

問 市役所社会福祉課保護係 [内線172～176]

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮程度に応じて、必要な保護を行う制度です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。お困りの場合はためらわずにご相談ください。

お知らせ

畜犬登録、狂犬病予防注射を忘れずに！

問 市役所環境課環境係 [内線262～265]

狂犬病予防法により、犬の飼い主に対して、次のとおり義務付けられています。

違反すると20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

①畜犬登録／犬を飼いはじめた日から30日以内

・料金／1頭につき3,000円

②狂犬病予防注射

・対象／すべての犬(室内で飼われている犬を含む)

・接種回数／毎年1回

・料金／1頭につき3,240円

【狂犬病予防注射 集団接種】

●日程／5月14日(火)～5月22日(水)

●対象／市に畜犬登録をしている方

●接種方法／対象者には、案内をお送りしますので、案内を持参し会場にお越しください。

※まだ登録していない場合は、環境課までお問い合わせください。

※最寄りの動物病院でも接種可能です。



犬を飼うときは、マナーを守りましょう

北斗市環境美化条例では、犬の飼育マナーについて、罰則を含めた規定を設けております。清潔で美しいまちづくりのためご協力をお願いします。

○犬は、鎖でつなぐか、囲いの中や室内で飼育しましょう。



○犬を散歩するときには、リードでつなぎ、ふんは袋に入れるなどして持ち帰ってください

○おしっこは水で流し、周辺住民の方の迷惑にならないようにしてください。

問 市役所環境課環境係 [内線262～265]